

令和3年度定期監査（後期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、令和3年度定期監査（後期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月31日

江別市監査委員 中村 秀春
江別市監査委員 相馬 芳佳

所管課等	監査結果（内容）	措置状況の概要
戸籍住民課 R4. 1.14監査 R4. 1.26報告	【契約事務について】 令和3年度ノートパソコン型統合端末機器賃貸借の契約事務において、次長の決裁が必要なところ課長までの決裁で終えて契約を締結しているほか、予定価格の設定も課長が行っていることから、今後は江別市事務専決規程等を遵守し、適切な事務処理に努められたい。	【措置済み】 本件について課内で情報を共有するとともに、事務執行に当たっては江別市事務専決規程等を遵守し、専決区分について十分な確認を行うよう改めて指導を徹底しました。 今後は不適切な事務処理が生じないように、適正な執行に努めます。
廃棄物対策課 R4. 1.14監査 R4. 3.2報告	【契約事務について】 「資源物（古着・古布）の売払い」等の複数の契約事務において、契約締結に係る決裁が完了する前に契約を締結していることから、今後は江別市契約に関する規則等を遵守し、適切な事務処理に努められたい。	【措置済み】 契約締結の事務は、決裁文書を回付して決定責任者の決定を受けてから処理するものであり、課職員には、あらためて職務及び権限について熟知するよう指導を徹底しました。